

年 月 日

(あて先) 京都市長

法人等所在地

法人等名称

代表者名

京都市児童養護施設等一時保護専用棟における運営体制強化事業補助金交付申請書

京都市児童養護施設等一時保護専用棟における運営体制強化事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり実施計画書を提出します。

1 交付申請額 _____ 円

2 補助職員について

氏 名	年齢	資 格	配置予定期間	支給予定額 (法定福利を含む)
		児童指導員・保育士・ その他()	年 月～ 年 月	円
		児童指導員・保育士・ その他()	年 月～ 年 月	円
		児童指導員・保育士・ その他()	年 月～ 年 月	円
		児童指導員・保育士・ その他()	年 月～ 年 月	円

3 定数職員について

氏 名	年齢	職 種	勤務形態
		児童指導員・保育士	常勤
		児童指導員・保育士	常勤
		児童指導員・保育士・その他()	常勤・非常勤

4 添付書類

補助職員の資格が確認できる書類及び雇用契約書の写し

年 月 日

法人等名称

代 表 者 名

京 都 市 長

京都市児童養護施設等一時保護専用棟における運営体制強化事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京都市児童養護施設等一時保護専用棟における運営体制強化事業補助金につきまして、京都市補助金等の交付等に関する条例第10条第1項の規定により、次のとおり交付することを決定したので、条例第12条第1項の規定により通知します。

1 交付（予定）金額 金 円

2 交付条件

- (1) 本補助金は、京都市社会的養護関係施設機能強化補助金交付要綱第3条第1項及び第2項に定める事業に係る費用以外に支出してはならない。
- (2) 本事業の内容を変更し、若しくは事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 本事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 本事業により取得し、又は効用の増加した資産については、市長の承認を受けずに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納入させることがある。
- (6) 本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (7) 本事業に係る事業実績報告書を事業完了後、速やかに市長に提出しなければならない（ただし、事業実施後に補助の申請を行った場合を除く。）。
- (8) 補助事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例により検査することがある。
- (9) 上記各号の他、この交付金は「要綱」に定める各条項に従って使用しなければならない。(10) 上記各号に違反した場合には、この交付金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

年 月 日

法人等名称

代 表 者 名

京 都 市 長

京都市児童養護施設等一時保護専用棟における運営体制強化事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京都市児童養護施設等一時保護専用棟における運営体制強化事業補助金につきまして、京都市補助金等の交付等に関する条例第10条第3項の規定により、交付しないことを決定したので、同条例第12条第2項の規定により、次のとおり通知します。

交付しない理由

--

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

年 月 日

(あて先) 京都市長

法人等所在地

法人等名称

代表者名

京都市児童養護施設等一時保護専用棟における運営体制強化事業補助金変更交付申請書

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた京都市児童養護施設等一時保護専用棟における運営体制強化事業補助金について、次のとおり変更したいので、京都市補助金等の交付等に関する条例第11条第1項第1号の規定により、次のとおり関係書類を添えて変更の承認を申請します。

1 変更内容及び変更理由 ※ 変更に関する資料を添付してください。

変更月	年 月 ～ 年 月
変更理由	

2 (補助職員変更の場合) 変更に係る職員について

変更内容	氏 名	年齢	職 種	配置(予定)期間	支給予定額(法定福利を含む)
廃止・追加			児童指導員・保育士・ その他()	年 月～ 年 月	円
廃止・追加			児童指導員・保育士・ その他()	年 月～ 年 月	円

3 補助金交付変更額

(1) 既交付決定額	金	円
(2) 変更承認申請額	金	円
(3) 差引増減額	金	円

年 月 日

法人等名称

代 表 者 名

京 都 市 長

京都市児童養護施設等一時保護専用棟における運営体制強化事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました京都市児童養護施設等一時保護専用棟における運営体制強化事業補助金の変更交付申請につきまして、京都市補助金等の交付等に関する条例第11条第1項第1号の規定により、次のとおり交付することを決定したので、同条例第12条第1項の規定により、通知します。

1 補助金交付変更額

(1) 既交付決定額	金	円
(2) 変更後交付額	金	円
(3) 差引増減額	金	円

2 交付条件

- (1) 本補助金は、京都市社会的養護関係施設機能強化補助金交付要綱第3条第1項及び第2項に定める事業に係る費用以外に支出してはならない。
- (2) 本事業の内容を変更し、若しくは事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 本事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- (4) 本事業により取得し、又は効用の増加した資産については、市長の承認を受けずに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を本市に納入させることがある。
- (6) 本事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (7) 本事業に係る事業実績報告書を事業完了後、速やかに市長に提出しなければならない（ただし、事業実施後に補助の申請を行った場合を除く。）。
- (8) 補助事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例により検査することがある。
- (9) 上記各号の他、この交付金は「要綱」に定める各条項に従って使用しなければならない。(10) 上記各号に違反した場合には、この交付金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

(第 6 号様式 第 7 条第 3 項関係)

年 月 日

(あて先) 京都市長

法人等所在地

法人等名称

代表者名

京都市児童養護施設等一時保護専用棟における運営体制強化事業補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた京都市
児童養護施設等一時保護専用棟における運営体制強化事業補助金について、京都市補助金
等の交付等に関する条例第 11 条第 1 項第 2 号の規定により、次のとおり補助事業
の中止・廃止の承認を申請します。

中止・廃止の理由

--

(あて先) 京都市長

法人等所在地

法人等名称

代表者名

京都市児童養護施設等一時保護専用棟における運営体制強化事業補助金実施報告書

年 月 日に交付決定を受けた京都市児童養護施設等一時保護専用棟における運営体制強化事業補助金について、京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 補助金の上限額

円

2 事業内容

雇用した補助職員の状況

氏名	配置期間	支給総額
	年 月～ 年 月	円
	年 月～ 年 月	円
	年 月～ 年 月	円
	年 月～ 年 月	円

3 事業の実施にあたり要した費用（実績額）円

4 添付書類

対象経費（補助職員の人件費）の額を証明できる資料（貸金台帳等）

法人等名称

代 表 者 名

京都市長

(担当 :)

京都市児童養護施設等一時保護専用棟における運営体制強化事業補助金交付額決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京都市児童養護施設等一時保護専用棟における運営体制強化事業補助金につきまして、京都市補助金等の交付等に関する条例第10条に基づき、下記のとおり交付することを決定しましたので、通知します。

1 補助金交付決定金額 金 _____ 円

2 1と交付申請額が異なる場合の理由

--

3 交付条件

- (1) 京都市補助金等の交付等に関する条例、京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則及び京都市児童養護施設等一時保護専用棟における運営体制強化事業補助金交付要綱並びにその他関連する法令、条例及び規則等の規定を遵守すること。
- (2) 京都市の担当者等が、実施を確認するために必要とする書類等の提出を求めた場合には、その指示に従うこと。

4 不利益処分に対する不服申立て

- (1) この交付決定通知について不服があるときは、この交付決定通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。
- (2) また、この交付決定通知を受け取った日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます。（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）

京都市児童養護施設等一時保護専用棟における運営体制強化事業補助金請求書

（あて先）京都市長

法人等所在地

法人等名称

代表者名

年 月 日付け京都市指令 第 号京都市児童養護施設等一時保護専用棟における運営体制強化事業補助金交付決定通知書に基づく補助金を次のとおり請求します。

請求金額		
補助金 振込口座	金融機関名	
	支店名	
	口座種別	普通預金 ・ 当座預金
	口座番号	
	口座名義人	(フリガナ)